

公告第 83 号
令和 8 年 2 月 3 日

公 示

聖 隷 健 康 保 険 組 合
理 事 長 青 木 善 治
(公印省略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条第 2 号に規定により、当健保組合加入の任意継続被保険者に適用する標準報酬月額(上限)を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで適用する。

◆任意継続被保険者に適用する標準報酬月額の上限(注1~3参照)

360,000 円

以上

注 1. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失(退職)時の被保険者本人の標準報酬月額と、公示標準報酬月額と比較して、いずれか低い方に決定。

注 2. 前年9月末における全被保険者の標準報酬月額を平均した額から算出。

注 3. 任意継続の保険料は任意継続被保険者が全額負担(事業主負担なし)。